

○総務省告示第二百六十一号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年七月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一号 無線工学

[1 略]

2 海上資格（第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士）（注4）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注3）						
					第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注2）							
					無線工学	[略]	レーダー	海上用各種レーダー	ARPAレーダーその他船舶用レーダー及びSART並びに船舶局及び無線航行移動局を通信の相手方とする陸上に開設されたレーダー	[略]	
		[略]									

[3～5 略]

[注1～4 略]

改正前

別表第一号 無線工学

[1 同左]

2 [同左]

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注3）						
					第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注2）							
					無線工学	[同左]	レーダー	海上用各種レーダー	ARPAレーダーその他船舶用レーダー及びSART並びに船舶局及び船舶地球局を通信の相手方とする陸上に開設されたレーダー	[同左]	
		[同左]									

[3～5 同左]

[注1～4 同左]

備考 表中の [] の記載は社記である。